

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 三重県教育委員会公印規則による公印の新調 経 営 チ ー ム 1 頁

告 示

三重県教育委員会告示第23号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

平成15年12月18日

三 重 県 教 育 委 員 会

第1

- | | |
|---------|--------------|
| 1 公 印 名 | 三重県教育委員会出納員印 |
| 2 寸 法 | 方21ミリメートル |
| 3 ひ な 形 | |



- | | |
|---------|-------------|
| 4 使用範囲 | 出納事務用 |
| 5 使用開始月 | 平成15年12月18日 |

第2

- | | |
|---------|-------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立図書館出納員印 |
| 2 寸 法 | 方21ミリメートル |
| 3 ひ な 形 | |



- | | |
|---------|-------------|
| 4 使用範囲 | 出納事務用 |
| 5 使用開始月 | 平成15年12月18日 |

第3

- | | |
|---------|-------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立博物館出納員印 |
| 2 寸 法 | 方21ミリメートル |
| 3 ひ な 形 | |



- 4 使用範囲 出納事務用
5 使用開始月 平成15年12月18日
- 第4
- 1 公 印 名 三重県立美術館出納員印
2 寸 法 方21ミリメートル
3 ひ な 形



- 4 使用範囲 出納事務用
5 使用開始月 平成15年12月18日
- 第5
- 1 公 印 名 斎宮歴史博物館出納員印
2 寸 法 方21ミリメートル
3 ひ な 形



- 4 使用範囲 出納事務用
5 使用開始月 平成15年12月18日
- 第6
- 1 公 印 名 三重県埋蔵文化財センター出納員印
2 寸 法 方21ミリメートル
3 ひ な 形



- 4 使用範囲 出納事務用
5 使用開始月 平成15年12月18日

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社